

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」
にかかるとパブリックコメントに寄せられたご意見

番号	関連項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第1条、県独自基準に関する研修	<p>第1条の趣旨については、県独自で「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」として、子どもたちの健やかな育ちを保障されたい。</p> <p>また、県独自で新たに定める基準の中で、「食育及び地産地消の推進」「防犯対策による健康及び安全確保」「地域における次世代育成支援対策等への協力」は、子どもたちの教育にかかわる大切なものだと考えるが、より充実したものになるよう、研修の充実をお願いしたい。</p>	<p>「従うべき基準」、「参酌すべき基準」とは、都道府県が条例で定める際に、国から示された基準の区分です。</p> <p>条例(案)では、国から「参酌すべき基準」と示されたものについて、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、「従うべき基準」と同様、省令が示すとおり定めています。</p> <p>また、職員の研修の充実に関しては、職員の知識及び技能の向上等について、第6条において規定するとともに、県としても幼保連携型認定こども園の職員の資質向上のための研修の充実に努めます。</p>
2	第1条～第3条、第13条	<p>基本方針の第1条から第3条に関して、すべての内容が「従うべき」基準であると考えている。</p> <p>県独自基準については、どの項目も大切であると考えている。これらの基準を確立するために、「第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例の運用」の「職員の知識及び技能の向上」は「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」であることを望む。</p>	<p>「従うべき基準」、「参酌すべき基準」とは、都道府県が条例で定める際に、国から示された基準の区分です。</p> <p>条例(案)では、国から「参酌すべき基準」と示されたものについて、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、「従うべき基準」と同様、省令が示すとおり定めています。</p>
3	受動喫煙防止対策	<p>子ども、保護者、職員、外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子らに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、敷地内の全面禁煙、また園外における催し等において、その順守・徹底を基準として盛り込まれたい。</p>	<p>県内の学校や社会福祉施設においては、健康増進法第25条に基づく厚生労働省健康局長通知をふまえ、各施設で受動喫煙防止対策に取り組んでいただくこととしています。</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置者に対しても、改めて周知していきます。</p>